ALAMO DRIVERS LICENSE TRANSLATION APPLICATION FORM

アラモレンタカー運転免許証翻訳申込書

Alamo Rental(US)Inc. (以下アラモ) では、アメリカ合衆国でのお車のレンタル契約の際、日本の運転免許証原本と国際運転免許証を一緒に提示していただき、日本の運転免許証に記載されている内容を確認させていただいております。そこで、国際運転免許証取得の代わりとして、運転免許証の翻訳証を作成するサービスを行っております。この運転免許証翻訳証をご利用いただくと、アメリカ合衆国でのアラモでのレンタル契約がスムーズに行えます。

※アメリカ合衆国以外の国ではご利用いただけません。

<お申し込み方法>

- 1、下記注意事項をよくお読みの上必要事項を記入し、<u>**日本の運転免許証の表裏両面のコピー(原寸大)**</u>と一緒に **PDF** 添付にて <u>alamo@ehij.co.jp</u> にメールにて送信いただくか、下記住所まで郵便にてお送りください。 〒104-0045 東京都中央区築地 7-10-2 築地小川ビル 2 階(株)パシフィックリゾート気付 アラモレンタカー日本事務所宛
- 2、添付書類を確認後、クレジットカードでのお支払方法についてメールにてご連絡させていただきます。 alamo@ehij.co.jp からのメールを受信できるように設定をお願い致します。
- 3、クレジットカード決済完了後、運転免許証翻訳フォームを簡易書留郵便にてお送りいたします。

<注意事項>

- 2、申込書の記載事項を確認後、クレジットカード決済用 URL を記載したメールをお送りいたします。クレジットカードの引き落としを確認後、3 営業日以内に翻訳証を作成し、簡易書留郵便にてお送りいたします。
- 3、翻訳料は1,500円(消費税・送料込)で、お支払いはクレジットカード決済のみとさせていただきます。
- 4、翻訳証は法的文書ではなく、日本の運転免許証原本の代わりにはなりません。レンタカー契約の手続き、 アメリカ合衆国内で運転する際は必ず常に日本の運転免許証原本と翻訳証を一緒に携帯して下さい。
- 5、翻訳証は法的身分証明書としてお使いいただくことはできません。
- 6、翻訳証を所持していても、事故、違反の際には、警察に聴取、身元確認のために相当期間拘束されることがあります。翻訳証はお客様が重要な法執行介入や調査に関わることがないと保証するものではありません。
- 7、翻訳証は運転免許証原本の記載内容の真否を立証するものではなく、不正確や虚偽の記載のある申込書、運転 免許証のコピーに基づき作成された翻訳証に関して、アラモレンタカー日本事務所は責任を負いません。

日本出発日			予約番号(予約	内済みの場合)	
氏名(漢字/ひらがな)					
パスポート記載氏名ローマ字					
運転免許証記載住所(ふ		₹			
りがな)					
運転免許証翻訳フォー		₹			
ム送付先住所					
クレジットカード決済用 URL					
送付先メールアドレス					
日中連絡先電話番号					

注意事項を了承の上運転免許証翻訳サービスを申し込みます 署名